

週休2日工事（現場閉所） Q & A

Q 1 週休2日工事（現場閉所）は全ての工事を対象としているのですか。

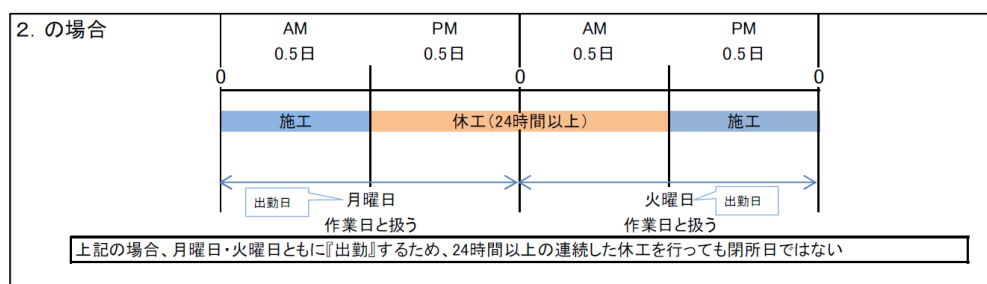
A 1 建設業の働き方改革を更に推進するため、令和7年4月1日以降に入札手続きを開始する工事については、全ての工事を週休2日工事（現場閉所）の対象としています。

Q 2 週休2日の実施状況の確認はどのように行うのですか。

A 2 受注者が工期最終日までに提出する実施工程表で、現場の着手日から完了日までの期間における週休2日（週単位または月単位、通期）の日数を確認します。

Q 3 午前又は午後のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか。
また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか。

A 3 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日単位での閉所は扱いません。下記のケースのように、月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うため閉所日として扱いません。

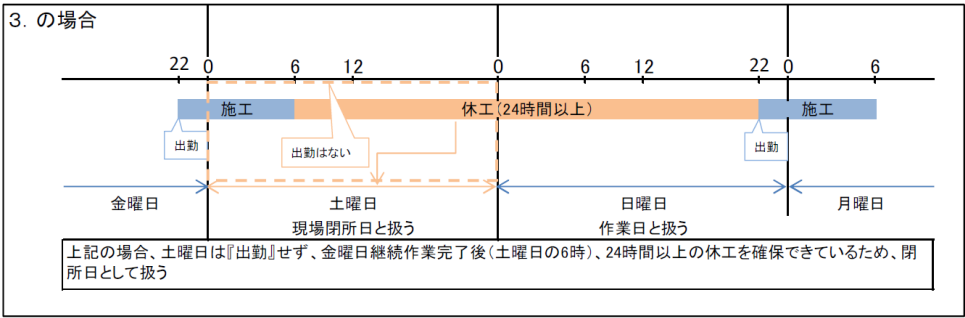


Q 4 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどうようになりますか。仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか。また、週単位での取り扱いもどうようになりますか。

A 4 夜間工事では作業の開始日を出勤日とします。つまり、金曜22時から土曜6時の施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜22時から月曜6時についても同様に日曜（夜間）出勤と

なります。その間に挟まれた土曜については24時間以上の休工を確保しており、現場閉所としての取り扱いは可能です。

また、週単位でも、作業の開始日を作業日として取り扱うので、日曜2時から月曜6時の工事では、日曜出勤となり、日曜のある週での作業日として数えます。この日曜が含まれるのは、一つ前の月曜日から始まる週なので、現場閉所日を先に確保しておく必要があります。



	月	火	水	木	金	土	日	(休日数)
例 1	○	○	○	○	○	休	休	→ OK (2/7)
例 2	○	休	○	○	○	休	○	→ OK (2/7)
例 3	○	休	○	○	○	○	○	→ NG (1/7)
例 4	○	休	○	○	○	休	○	→ OK (2/7)
	夜間	○		○			○	

Q5 工事着手時に週休2日の計画工程表を提出しているが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、事前に共有している休日を施工日に変更してもよいですか。

A5 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。現場閉所日の変更については、工程表を修正し受発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能です。ただし、週単位の場合、その週（月曜日から日曜日）の間に2日間の休日を確保してください。

Q6 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか。

A6 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることができます。

Q7 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が現場事務所ではなく、会社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか

A7 週休2日工事では、作業従事者の休日取得を目的としており、その趣旨を踏まえ、週休2日の確保を原則としていますが、やむを得ず、現場閉所日に会社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。ただし、可能な限り、趣旨に沿った休日取得の対応がとられるべきであると考えます。

Q8 天候不良が予想されて前日など事前にA現場を休工とした時、該当する作業員が、他のB現場にて従事した場合にも、A現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか。

A8 A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。ただし、施工箇所が点在する工事でA現場とB現場が同一工事の場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Q9 年末、年始及びお盆休暇の前後や5月の大型連休に集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか。仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか。

A9 対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含めないこととしています。今回のようにこの前後に現場閉所した場合や、大型連休については、対象期間に該当するため現場閉所日として扱います。

Q10 休日が天候により4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日休んだ場合、4週8休が達成できたと考えて良いのでしょうか。また、これは月単位で整理することとなりますか？

A10 週休2日を原則としますが、やむを得ない理由により、週によって休日数が変動してもかまいません。現場の着手日から完了日までの期間における現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の場合に4週8休達成としており、土・日・祝日問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。なお、各月で4週8休達成していれば、週によって休日数が変動しても月単位として整理することとなります。

Q11 休日を予定していましたが、現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合は、どのように扱われますか。

A11 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休2日の対象期間から除外します。

Q12 4週8休を達成した場合のメリットは何かありますか。

A12 4週8休を達成した工事は、国の基準に基づく積算上の労務費等の補正が適用となるほか、工事成績評定の社会性等（第二次評定）において2.5点の加点となります。また、月単位の週休2日を達成した場合は、施工状況（第二次評定）において1点の追加加点となります。

Q13 4週8休を達成できなかった場合、ペナルティはありますか。

A13 やむを得ず4週8休を達成できなかった場合は、当初設計で計上した労務費や機械経費などの補正分を減額変更します。

明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施について、虚偽報告を行った場合は、土木部工事成績評定要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、7.5点を減ずる措置を講じるものとします。

Q14 週休2日工事において、設計変更により工期延長が必要となる場合、工期の変更は認められるのですか。

A14 工期の変更については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととしており、湧水の発生など受注者の責によらない場合は工期の延長が可能です。工期延長する場合は、週休2日を考慮した適切な日数を計上することとしますので、受発注者で協議して下さい。なお、週休2日の確保を理由とした工期延長は認められません。

Q15 「年末年始6日間」「夏季休暇3日間」については、対象期間から除外することになっていますが、土日は含まれるのでしょうか。

A15 週休2日の対象期間から除外される「年末年始6日間」及び「夏季休暇3日間」の適用については、下記のとおりとします。

- ・年末年始6日間 … 原則、12月29日～1月3日までの土日を含む6日間
- ・夏季休暇3日間 … 土日以外の任意の3日間（原則、お盆期間）

Q16 現場閉所として認められる「現場管理上必要な作業」とは具体的にどのようなものですか。

A16 現場管理上必要な作業とは以下のような作業です。

- ・現場巡視やポンプなどの仮設備及び建機の保守点検
- ・コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めたもの

Q17 地元調整や関係機関協議等の不測の事態により、施工ができず休工となった場合や、大雨、大雪により休工となった場合も休日として扱ってもよいのでしょうか。

A17 現場作業及び事務作業も含めて、1日を通して現場及び現場事務所が閉所されていれば休日として扱うことができます。

Q18 現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱ってもよいのでしょうか。

A18 現場内の除雪作業については、1日の現場作業が除雪のみの場合は受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として扱うことができますので、監督員と協議をして下さい。

Q19 現場事務所を設置しない工事でも週休2日工事の対象となるのでしょうか。

A19 現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Q20 工事着手日及び工事完了日とは具体的にこういった日のことでしょうか。

A20 工事着手日とは、現地測量や現場事務所の設置及び資機材の搬入等の現場での準備作業に着手した日となります。また、工事完了日は、資機材の搬出や清掃等の現場の後片付け作業が完了した日となります。

Q21 社内就業規則が週休2日になっていない場合はどうすればよいのでしょうか。

A21 社内就業規則に関わらず、現場の着手日から完了日までの期間における現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の場合は4週8休達成となります。

Q22 営繕工事の学校改修で、施設管理者からの要望により、騒音・振動が発生する工事については、通常期間に工事が実施出来ず、夏休み等の一定期間に集中して現場作業を行う必要がある場合があります。上記の様な、月単位の週休2日の取得が現実的に困難な場合はどうすればよいのでしょうか。

A22 営繕工事において、施設の行事等により一定期間に集中して現場作業を行う必要がある場合は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として扱うことができますので監督員と協議をして下さい。

Q23 港湾工事の現場閉所（通期）など、費用補正がない週休2日（4週8休）は、実施してはいけないのでしょうか？

A23 費用補正がない週休2日（4週8休）でも実施は可能です。補正の有無に関わらず、週休2日（4週8休）を達成が認められれば、工事成績評定にて加点を行います。なお、達成の判断において、休日取得[実績]表が必要になりますので、監督員へ提出をお願いします。

週休2日工事（交替制） Q & A

Q 1 交替制による休日確保の対象者は

A 1 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象としています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人（測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等）については対象外となります。

Q 2 休日確保の確認は当該工事のみでよいのでしょうか

A 2 当該工事のみでの確認となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日として算出可能です。

Q 3 現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第10条第2項）と定められており、休日取得ができないのではないのでしょうか。（現場代理人は交替できないのではないのでしょうか）

A 3 契約約款第10条第3項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければならないというものではありません。

Q 4 監理技術者は専任のものでなければならないのでしょうか。

A 4 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません、監理技術者が休暇取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q 5 休日取得の確認方法は、具体的にどのように確認するのでしょうか。

A 5 様式 3 の実績表のみとなりますが、その根拠として KY 実施記録などを想定していますが、資料作成の負担とならない方法で監督職員に確認願います。

Q 6 休日を予定していましたが、現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合は、どのように扱われますか。

A 6 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休 2 日の対象期間から除外します。

Q 7 公共工事設計労務単価（51 種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象者はどうなるのでしょうか、また補正対象となるのでしょうか。

A 7 必要資料の有無にかかわらず、51 種以外の測量業者などは確認対象となりません。